

熊本地震の速やかな復旧・復興をすすめるための特別措置法制定を求める意見書 (案)

熊本地震の発災から 10 カ月が経ちました。8000 世帯以上が仮設住宅・みなし仮設等に入居し、いよいよ今後は、本格的な住まいの再建や、生活・生業の再建をすすめていかなければなりません。しかし、地震を機に変わってしまった生活をどうやって立直していくのか、再建の資金が足りない、暮らしそのものも厳しく復興は手付かず、といった厳しい状況が横たわっています。

り災証明の圧倒的多数を占める一部損壊世帯にも、わずかながら義援金が支給されるようになりましたが、まだまだ多くの一部損壊世帯へは 1 円の支援も行われず、復興の大きな障害となっています。半壊以上の世帯への義援金・支援金等も、住まいや暮らし・生業の再建をすすめるには十分と言える金額ではないため、一部損壊世帯同様、半壊以上の大きな損傷を受けた世帯もまた、復興は足踏み状態というのが現状です。絶対的に足りない住まい・暮らし・生業の再建の資金をどう確保していくのか、差し迫った課題です。

また、液状化や大規模な斜面・擁壁の崩落については、やっと部分的に調査が行われている段階であり、多額の費用を必要とする対策事業の実施は今後の大きな課題です。災害公営住宅の建設も始まりますが、必要数の建設をすすめることが極めて重要です。以上のような、多額の費用を必要とする復興事業を、今後の課題としてすすめていかなければなりません。その最大の障壁となるのが、県や被災自治体の深刻な財源不足です。また、現行支援制度の範囲では、復旧・復興に限界があります。

すべての被災者が、すみやかに住まいや生活・生業を再建するとともに、被災した公共施設やインフラの再建がすすめられていくためにも、被災者、被災自治体の実情に合った施策の展開と、それに対する応分の財源措置を欠くことはできません。

被災者の立場に立った熊本地震の復興をすすめるための制度拡充と、震災復興にあたっては全額国庫負担で行うことができるよう、国としての「熊本地震復興のための特別措置法」の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2017 年 2 月 日

熊本市議会